

## 新潟市老人憩の家かすがい荘指定管理者の指定について

### 1 目的

老人憩の家かすがい荘は平成18年4月から指定管理者による管理としたが、指定期間の終了に伴い、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの管理について指定管理者を非公募で選定した。選定にあたり、新潟市老人憩の家指定管理者申請者評価会議を設け、公平・公正なる審査を行い、指定管理者候補者を選定した。

選定した団体を指定管理者として指定するために、地方自治法第244条の2第6項により、議会の議決を得るものである。

### 2 提出議案 別紙（案）のとおり

### 3 根拠法令等

地方自治法第244条の2第3項

新潟市老人憩の家条例第11条

### 4 議案等の提出

平成26年2月議会に議案提出